

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき 議決を求めることについて

1 事案の概要

原告である ○○○○ および ○○○○ の長男 ○○○○ (以下「A」という。) は、平成 14 年 4 月に滋賀県職員として採用されたが、うつ病を発症し、平成 16 年 11 月に自殺した。

A の死亡について、地方公務員災害補償基金 (以下「基金」という。) が公務外と認定したことに対し、原告は、公務に起因するとの認定を求めて、基金を相手とする訴訟を提起した結果、平成 24 年 3 月に公務上の災害とする判決が出され、その後、原告は基金から遺族補償費の支払いを受けた。

原告は、平成 26 年 9 月に、滋賀県が雇用契約に基づく安全配慮義務に違反していたとして、原告兩名あわせて慰謝料などの損害賠償金 7929 万 3488 円および年 5%の遅延損害金の支払いを求めて訴訟を提起し、平成 27 年 10 月に裁判所から和解を勧告された。

(注) 損害賠償請求額は慰謝料、逸失利益、葬祭料、弁護士費用であるが、逸失利益と葬祭料は、遺族補償費として基金が一定支払っているため、その分の金額は相殺されている。

(参考) これまでの経緯

- ・平成 14 年 4 月 ○○○○ が滋賀県の新規採用職員として入庁 (障害福祉課に配属)
- ・平成 16 年 11 月 ○○○○ が死亡 (当時 25 歳)
- ・平成 24 年 3 月 公務災害の認定訴訟に係る東京高等裁判所判決 (原告勝訴)
- ・平成 26 年 9 月 原告が損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起
- ・平成 26 年 11 月～ 口頭弁論および弁論準備手続き (現在まで計 6 回)
- ・平成 27 年 10 月 裁判所から和解勧告

2 県の主な主張

原告は、滋賀県が命じた業務は新規採用職員にとって質的に難しく、かつ業務量も多かったことから、安全配慮義務に違反しているとして損害賠償金を求めた。一方、県としては、職員の担当業務を軽減する等の配慮を行ったこと、また ○○○○ が上司からの修正指示を嫌って精緻な仕事にこだわり過ぎたことが長時間労働を生み出したこと、さらに、主治医が病気休暇を取得するよう勧めたにもかかわらず ○○○○ が拒否したことなど、○○○○にも過失があることから、損害賠償額については過失相殺がされるべきと主張してきた。

3 裁判所から提示された和解案

- ・県は、原告それぞれに損害賠償金 3000 万円を支払うこと (計 6000 万円)。
- ・原告は、県に対する、その余の請求を放棄すること。

4 和解への対応

訴訟代理人である弁護士とも相談の上、以下の理由から、議案のとおり和解勧告に応じ、原告それぞれに損害賠償金 3000 万円 (計 6000 万円) 支払うこととする。

- ・県の主張は十分に行ってきたこと。
 - ・和解額 6000 万円は裁判所から提示された額であり、今後訴訟を継続しても判決においてこれ以上の過失相殺は望めないこと。
 - ・同様の損害賠償請求訴訟において認められている過失割合は、概ね 2 割までであること。
- なお、原告も和解勧告に応じる意向である。